

厚生労働大臣の定める掲示事項

(平成29年12月01日 現在)

I. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【管理者の氏名】 開設者 医療法人 琉心会 理事長 島袋 茂照
医療機関名 医療法人 琉心会 勝山病院
管理者氏名 比嘉 敏夫

【診療科】 内科、リハビリテーション科、整形外科、リウマチ科

【診療時間】 平日 午前 9時00分 ~ 午後 12時30分
午後 14時00分 ~ 午後 17時30分

土曜日 午前 9時00分 ~ 午後 12時30分

【休診日】 日曜祝祭日は外来休診日となっています

II. 入院基本料に関する事項

1) 療養病棟入院基本料（I）医療区分2・3の割合が8割以上

当院では、(日勤、夜勤あわせて) 入院患者20人に対して1人以上の看護職員を配置し、入院患者20人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

(看護職員については2割以上が、看護師となります。)

夜勤看護職員の配置は、看護職員1名乃至2名、介護補助者2名の看護要員を配置しております。

2) 回復期リハビリテーション病棟入院料2に関する施設基準

当院では、(日勤、夜勤あわせて) 入院患者3人対して1人以上の看護職員を配置し、入院患者6人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

(看護職員については4割以上が、看護師となります。)

夜勤看護職員の配置は、看護職員2名、介護補助者2名の看護要員を配置しております。

III. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししております。又、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

IV. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

V. 当院は、九州厚生局長に下記の届出を行っています。

1) 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。（食）第134号
当院では、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）、適温（保温食器等）で提供しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- | | |
|---|---------------------|
| ★ 療養病棟入院基本料1（看護職員20対1） 第3号（褥瘡評価実施加算） | |
| ★ 回復期リハビリテーション病棟入院料2（看護職員15対1、看護補助者30対1） 第7号
（休日リハビリテーション提供体制加算、リハビリテーション充実加算） | |
| ★ 療養病棟療養環境加算1 第8号 | ★ 療養病棟療養環境改善加算1 第3号 |
| ★ 医療安全対策加算2 第45号 | ★ 感染防止対策加算2 第14号 |
| ★ 患者サポート体制充実加算 第13号 | ★ 在宅復帰機能強化加算 第3号 |
| ★ 認知症ケア加算2 第5号 | ★ 退院支援加算2 第41号 |

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ★ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ 第22号
- ★ 運動器リハビリテーション料Ⅰ 43号
- ★ 摂食機能療法（経口摂取回復促進加算1） 第1号
- ★ CT撮影及びMRI撮影 第219号

VI. 保険外併用療養費の「選定療養」について

当院では、保険外併用療養費制度の「選定療養」において差額ベッド代は、徴収しておりません。
選定療養（医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項）について当院では、リハビリテーション、検査を実施しています。

- ・脳リハ（Ⅰ）：2,450円　　・運リハ（Ⅰ）：1,850円　　・廃リハ（Ⅰ）：1,800円
- ・AFP：1,100円　　・CEA精密測定：1,080円　　・CSA：1,340円　　・CA19-9：1,340円

VII. 保険外負担に関する事項

当院では、病衣貸与料、各種証明書・診断書、おむつ代等につきまして、その利用日数に応じて実費のご負担をお願いしております。（詳細は別紙料金表）

尚、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれぞれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切求められていません。